

会 議 録

会 議 名 (審 議 会 等 名)		平成29年度 川西市社会福祉審議会(第5回)	
事 務 局 (担 当 課)		健康福祉部 福祉推進室 福祉政策課	
開催日時		平成30年3月29日(木) 10:00~	
開催場所		川西市役所 地下1階 B01会議室	
出席者	委 員	明石委員 川島委員 小田委員 藤末委員 藤木委員 中西委員 酒井委員 中井委員 五嶋委員 丸山委員 平岡委員 橋田委員 安田委員 松尾委員 村瀬委員 福島委員	
	そ の 他	社会福祉協議会 北村	
	事 務 局	福祉推進室長 岡本 福祉政策課長 上西 福祉政策課長補佐 曾我 福祉政策課 足立 ジャパンインターナショナル総合研究所 荒井	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴の不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 議題 (1)第5期川西市地域福祉計画(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する市の検討結果について (2)川西市地域福祉計画の改定について (答申) 3. その他 ・(仮称)川西市自殺対策計画について 4. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>1. 開会</p> <p>皆さんこんにちは。定刻が参りましたので、只今より平成29年度川西市社会福祉審議会第5回目を開会させていただきます。本日はお忙しいところご出席賜り、誠にありがとうございます。本日の会議につきましては、片峰委員が所用によりご欠席されるとご連絡いただいております。当審議会は委員17名で構成いたしておりますところ、まだ2名ほどお越しになっておりませんが、16名ご出席予定ということで半数を超えていることより、本会は成立ということになりますのでご報告申し上げます。また川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条の規定に基づきまして、会議公開を行っており、その会議録を迅速かつ正確に行うため、審議会の様子について録音させていただいております。ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。それでは続きまして皆様のお手元の資料のご確認をさせていただきます。事前にお送りしておりました会議次第、資料1「第5期川西市地域福祉計画(案)に係る意見提出手続結果」、資料2「当計画の市議会意見と市の検討結果」、資料3「当計画の修正対比表」、資料4「計画案」、最後に本日机の上に置かせていただいております「答申の写し」でございます。ご確認いただきまして、もしお手元に無いようでしたら事務局の方からお出ししますのでお願いします。それではここからの議事進行は明石会長にお願いしたいと思います。明石会長どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p> <p>それでは議事の方に入らせていただきます。本日の次第をご覧ください。2番の議題というところで(1)第5期川西市地域福祉計画(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する市の検討結果、(2)川西市地域福祉計画の改訂について、答申ということで、その他ということでございますけれども、まずは(1)の方から事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より説明させていただきます。着座にて失礼します。それでは第5期川西市地域福祉計画(案)に係る市民意見及び市議会意見に対する市の検討結果について、お手元にお配りしている資料1から3についてご説明させていただきます。平成29年12月25日から平成30年1月24日までの間に実施いたしました意見提出手続きにつきまして、市民3人から計7件の意見をいただいております。その検討結果を資料1として提示しております。パブリックコメントにお寄せいただいた意見は個人が特定されないことがないように、提出者をアルファベットに変えて記載しております。また12月15日に開催した議員協議会で議員の皆さんからいただいたご意見と市の検討結果につきましては資料2として整理しております。またこれらのご意見等による当該計画案の修正対比表を資料3として訂正しております。それではまず資料1、第5期川西市地域福祉計画(案)に係る市民意見と検討結果をご覧ください。1ページをお開きくださ</p>

い。意見番号1は、計画実現の体制づくりについて、福祉関係の専門的な知識が必要な部署で異動があれば、担当するまでに十分業務を理解してほしいというご意見でございます。検討結果といたしましては、「人事異動等により担当者の入れ替えがある場合、支障がないように引継ぎ等十分な理解により業務遂行に努めていきます」としております。意見番号2は、新しい包括的・総合相談支援体制の周知徹底の相談窓口がわかりづらいというご意見です。相談支援体制の周知徹底につきましては、「ホームページへの掲載、出前講座や地域福祉市民フォーラムなど様々な機会を捉えて、相談支援体制を周知していきます」としてまいります。意見番号3は、福祉は社会福祉協議会と連携ではなく、一体となって運営を行い、「施策体系」を実現、充実していくべきであるというご意見でございます。「施策体系」の実現につきましては「社会福祉協議会をはじめ様々な関係団体と各々の強みを活かしながら、機密な連携により一体的に地域福祉を推進させていく」としてまいります。続きまして意見番号4に進みます。民生委員・児童委員の欠員状況を地区ごとに明示してはどうかというご意見でございます。「地区ごとの欠員状況につきましては随時充足に努めており、状況が変動するため記載は行いませんが、最新の情報を提供し、自治会や民生委員・児童委員協議会と連携をしながら欠員解消に努めます」としてまいります。2ページをお開きください。意見番号5は福祉人材の確保、発掘の取り組みについてのご意見です。「各地域をはじめ、様々な関係団体と連携しながら養成に努め、効果的な人材発掘の場となるよう環境づくりに進めていきます」としてまいります。意見番号6は、ファミリーサポートセンターの活動について、具体的な数字を示して欲しいというご意見です。「活動件数等は各地域の事情により変動するため、具体的な数字は記載しませんが、必要に応じて情報を提供させていただきます」としてまいります。意見番号7は、バリアフリー化の件についてのご意見です。「バリアフリー化を含めたインフラ整備の重点地区につきましては、第5次総合計画において都市核と地域核を位置づけ機能が集約した便利な都市活動の中心となる拠点の形成をめざしています」としてまいります。以上が市民の皆様からお寄せいただいたご意見と検討結果の回答です。続きまして、資料2、第5期川西市地域福祉計画（案）に係る市議会意見と市の検討結果をご覧ください。議員協議会においていただいたご意見に対する市の検討結果についてご説明いたします。次ページをお開きください。意見番号1は、介護ファミリーサポート事業に取り組まれてはどうかというご意見です。この事業につきましては、他市の実施状況や取組状況を確認し、検討していきたいと考えています。意見番号2は、地域ボランティアとして高齢者・障がい者を積極的に支える人材の発掘と養成について、というご意見です。「ボランティアや福祉人材の発掘や育成については重点施策に書かれています。さらに充実拡充できるよう周知啓発等を検討していきます」としてまいります。意見番号3は、地域福祉計画の説明を地域でしないのかというご意見です。当初は説明を予定しておりませんでした。各地区の福祉委員会における役員会等で説明を実施しました。意見番号4は、地域福祉は公的サービスと協働して助け合いながら実行するのであれば「公的サービスだけによらず」を「公的サービスとともに」に変えた

らどうかというご意見でございます。恐れ入りますが、資料3の第5期川西市地域福祉計画(案)修正対比表の1ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの方に只今ご指摘をいただいた件につきましては修正を書かせていただいております。1ページ目の記載でございます。それでは、資料2にお戻りいただけますでしょうか。資料2の2ページでございます。続きまして、意見番号5および6につきまして、「コミュニティビジネスや有償ボランティアに関する先進的な取り組みがあれば教えて欲しい」というご意見です。先進事例につきましては、各地域で取り組まれている事例を必要に応じて紹介させていただき、地域の取り組み事例については本計画の中でも「地域活動の紹介」として記載をしております。意見番号7は、地域のブロックごとの支援の必要な方の情報提供を希望されることについてのご意見です。「支援が必要な方の情報は各地域のコミュニティや自治会等に避難行動要支援者名簿を提供しており、今後も地域には可能な限り情報提供していきます」としております。3ページをお開きください。意見番号8は、避難行動要支援者名簿の精度をいかに上げるかについての質問です。名簿につきましては年1回の更新のほか、自治会、民生委員の方からの情報をもとに随時登録を行うとともに、各名簿提供の際に文書で情報提供の趣旨をお知らせすることとしております。意見番号9は、福祉避難所の関係についてのご意見です。福祉避難所につきましては、「計画期間中に20か所設置という目標を立てていますが、耐震化など避難所として適切か、関係施設と調整を行いながら福祉避難所の増設を検討していきます」としております。意見番号10は、福祉避難スペースに関してのご意見です。避難所における福祉避難スペースの確保の可能性については、危機管理室などと現在調整をしている旨を記載しております。以上が議員の皆様からいただきましたご意見に関する市の検討結果の報告になります。次に、資料3第5期川西市地域福祉計画(案)修正対比表をご覧ください。1ページをお開きください。先ほどの1番上については見ていただきましたので、説明していない2番の方ですが、計画案の36ページから38ページにかけて、24項目の評価指標を掲載しております。現状値と目標値の間に方向性という欄を新たに設け、現状値から見た目標値の方向性を示す矢印を記載することで計画の推進、そして目指すべき方向性が一目でわかるように矢印を入れて修正をしております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。事務局の方から説明報告が終わりました。この報告についてご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見がなければ次の議題の地域福祉計画の改定について、要するにパブリックコメントがあってその案ができていくわけですが、それについてご意見とか何かお気づきの点ありましたらお聞きしたいなと思うんですけどよろしいでしょうか。一応今の資料1、2、3を踏まえて、本編の計画の案ができあがって、これで市長に答申をしていくというのが次の段取りなんですけども、この計画にももしお気づきの点とかございましたら、どうぞお願いします。

委員	<p>1点だけ確認させていただきたいのですが、4月1日付けで組織が改正されていると聞いており、ここに掲げている担当課についてはすべて手を加えていただいているという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>只今のご質問の件でございますが、ご指摘のようにこの4月1日から川西市の組織が改編されます。それに伴いまして、今お手元にお配りしております資料4につきましては、担当所管をすでに変更させていただいておりますので、今の「福祉政策課」はこの4月から「地域福祉課」に変更されますので、私どもの所管課含めまして、お手元の計画案につきましては所管課を変更しておる状況でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。前の議論にもいろいろありましたが、1番新しい担当課を記載していただいているということでございます。よろしいでしょうか。非常に親切ですね。これから出すのに古い担当課になっていると余計、先ほどの意見のところにもありましたが、市民の方が混乱されるので、きちんと修正もしていただくということでございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>(市長への答申)</p> <p>それでは次の「その他」ということでございますけれども、「(仮称)川西市自殺対策計画」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。福祉政策課の曾我と申します。「(仮称)川西市自殺対策計画」について、平成28年の自殺対策基本法の改正、そして昨年夏に国の自殺総合対策大綱が改正になりまして、自治体においても各自治体の傾向ですとか地域の特性に合わせて自殺対策計画を作っていくなさいということで、義務付けがなされました。今後、市民アンケートの実施と、後は国の方でプロファイルという地域の自殺の傾向を自殺統計から出していただいたものがあるんですけども、そちらも踏まえて平成30年度から1年をかけて、また計画を策定していきたいと考えております。説明は以上です。</p> <p>すいません、補足をさせていただきます。只今の自殺対策の計画の件でございますけれども、今後どのような形で審議を行うのかにつきましては、また事務局と会長とで計画策定に向けて調整させていただきたいと思っておりますし、また委員さんの専門性も含めまして、構成メンバーにつきましては専門部会を設けるかどうかも含めまして、検討させていただきたいと思っております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。自殺については、福祉だけではなく教育・労働、あるいはメンタルヘルスなど、非常に幅広い分野の関係者で協議をして対策を取りなさいというガイドラインが出ておりますので、この審議会がいいのか、あるいはこのメンバーでいいのか十分検討していただいて、また進めていっていただきたいと思っております。</p>

<p>委員</p>	<p>す。この件についてはいかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>自殺対策計画なんですけれども、具体的にどのような内容なのか、ある程度ビジョンとかはございますでしょうか。こう申し上げますのは、先ほど答申しました地域福祉計画の中でも「自殺対策の推進」という項目が設けられておりまして、私も以前発言したと思うんですけれども、連携と啓発と相談、この3つがポイントとなって進めていくということでこの中に入っているんですが、その辺の今後の方針というか、具体的に何を盛り込んでいくかということ、つまり地域福祉計画の中にすべて含まれているのではないかと私なりに思っているところもあります。ですので、その違いをまず1点うかがいたいなということと、後は、確かに国の方針としては地域で対策計画を立てなさいと出てるのですが、その一方で厚生労働省から「市町村自殺対策計画策定の手引」が出ておりまして、その中の一文を読みますと「地域自殺対策計画は、例えば地域福祉計画又は地域福祉支援計画等の他の計画の一部として策定することも可能であり、必ずしも単独の計画として策定する必要はありません」とこのような一文があるわけなんです。ですので、私の勝手な判断かもしれませんが、地域福祉計画で十分かと思っていた部分も実はありまして、それに加えてさらに自殺対策計画につきまして、何か改めてビジョンであるとか、このような方向で行きたいとか、そのような思いがあれば教えていただきたいと思うところです。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からはいかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>只今ご質問いただいた件でございますけれども、自殺対策を策定していく中で、昨年12月に県の方でまず計画を立てたということで、パブリックコメントを実施しておりまして、基本的には兵庫県計画に基づいて各市町村がつくるということで、先ほど言われましたように、私どもは本来ならこの地域福祉計画の中に織り込んだ形であるのですが、県の計画に基づいた形で計画を策定するというので、改めて市独自のものを作るような形で検討して、今回30年度に改めて作る形にはしておりますけれども、将来的には地域福祉計画の中に織り込んだ形も考えております。川西市の状況で言いますと、比較的年齢の高い方、例えば生活困窮でありますとか精神の疾患、その背景として自殺の方が多傾向にあるということも踏まえておりますので、その部分につきましては、改めてアンケートを実施させていただいて、より高度な実行性のある計画を考えていきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>私から補足ですが、地域福祉計画の中で作るか、あるいは別に作るか、その問題もありますけれども、誰がそれを検討するかということも大事で、事務局は言いにくいと思うんですけども、会長が私でいいのか、精神関係の自殺を専門に研究されている先生がここに座るべきではないかとか、あるいはゲートキーパーとかメンタルヘルスなど医療の面、あるいは教育、雇用の面とか、自殺の問題をいろいろ考えて、その方面</p>

	<p>から問題を考えていくためにはどのようなメンバーで議論していったらいいのか、そこを事務局でしっかり足固めしていただかないといけないなということは、先ほど打ち合わせの時に申し上げたんですけれども、それも含めてどのような体制でどのようにビジョンを立てるのかということ、早いこと決めていただかないといけないのかなと思ったりしますので、その節にはまた皆さん方のご協力を得なければいけないかと思うんですが、川島先生から自殺対策の計画についてご意見はございますでしょうか。</p>
副会長	<p>自殺対策の計画ということに特定するわけではないのですが、地域福祉計画の全部に織り込んで計画を立てるというのは、実際は不可能だと私は思っています。それぞれ地域福祉に関するものは介護保険・医療・教育それぞれの分野のことがどうしても関連してくるわけですから、それを全部書き込んでしまうということになると電話帳のような計画になるわけです。でも1番大切なのは計画を立てることが目的化することではなく、いかに実行するかということになりますから、当然、明石会長がおっしゃったように、やっぱり専門家が専門知識を持って計画を立てていくということは必要なことだと思います。ということは地域福祉計画のようにいろいろな分野別の専門的な計画を取りまとめていく、マスタープラン的な位置づけになると思います。ですので、書き込むべきことはその自殺防止対策に関する細かなことの規定ではなく、地域福祉と自殺対策がどう結びついていくのか、地域福祉ということ考えたときに自殺を防止するために地域はどう支えるのかについて書き込むべきであって、細かな保健・福祉のことについては、その分野別の計画にきちんと書き込むべきだと思います。ですので、この地域福祉計画でも89ページが自殺防止対策として1ページに書いてありますけれども、例えばここに国のガイドライン、あるいは兵庫県の対策の計画が立てられていくというようなところが書き込まれていて、川西市ではこれから策定されるだろう自殺防止対策の計画が川西市として独自に書いてあるというところがしっかり書き込まれていて、地域福祉計画と関連していますよというところをしっかりと書き込んでいくというのが、地域福祉計画の中に書き込むべきところだと思います。今こうみると県の計画や国のガイドラインのことは書いていませんので、地域福祉計画の中にここだけ単独で自殺防止の推進がされていると読まれてしまいますから、他計画との関連をしっかりと書き込むというところは、他の介護保険事業計画をはじめ他のいろんな計画であっても関連するところには、きっちり関連する分野別の計画のことを書き込んでおくということが大事なのかなと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にはご意見とご質問はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>藤末でございます。この計画書についてはこれで良いと思いますが、今後の問題提起を1つよろしいでしょうか。医師会では、介護保険関係で、川西市と猪名川町から委託を受けて川西市・猪名川町在宅医療・介護支援センターを昨年5月に立ち上げまし</p>

	<p>た。このセンターは、医療および介護の専門職からの相談を受ける窓口となる施設ですが、昨年12月に介護支援専門員から「市内に高次機能障がい者の就労支援施設があるのか」と相談を受け、調査しましたところ市内にはございませんでした。宝塚市には2施設あることがわかり、1月にセンター相談員が見学に行ってきました。高次機能障害は、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の方がおられます。例えば精神疾患や頭部疾患や交通事故による頭部外傷の後遺症による様々な障害による問題が起こります。高次機能障がい者の支援は、年齢層が広いので、どうしても介護と福祉の狭間になってしまうようです。今回の質問から当市に高次機能障がい者に対する支援が手薄で、他市で支援を受けられていることがわかりました。行政の担当部局の狭間を補う施策については、上部の総合計画で取り上げるべき問題かと思いますが、今後我々もさらに勉強しながら、提言させていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。非常に大事な問題で、高次脳機能障がいというのは100人いたら100通り症状があって、未だに支援の手が届いていないという実態もあるので、藤末先生のおっしゃった通りですが、今度の機構改革で、この福祉政策課は地域福祉課になって生活困窮から地域福祉など多くの施策が集中するというので、今の問題もしっかりまた課に持ち帰っていただいて、障がいの関係もありますので、地域福祉も関連したり、雇用の問題とか生活困窮も関係してくるため、市としては何ができるのかということも受け止めていただいて、引き続き施策の中で考えていっていただけたらと思います。ありがとうございます。他よろしいでしょうか。自殺対策の計画ということで、他にもご意見を頂戴いたしましたが、一応予定されている議題は以上でございます。もし他に何か、せっかくのこの機会ですし、今日はまだ時間がちょっと早いのでこの機会に地域福祉や福祉に関して、日頃感じておられることとかございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。橘田委員さん、今宝塚の話が出ていましたけれども、何か川西市の参考になることがございましたらご紹介いただけたらと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>高次脳機能障がいについて、宝塚では当事者がNPO法人を作られています。制度の狭間のことですが、生活困窮者の事業そのものが狭間の人を対象でした。生活困窮者は経済的困窮だけではないので、1つ総合窓口のような形で就労支援、生活支援などを市の方でされたらと思います。今宝塚はそのようなせいかつ応援センターが窓口となって、どこに相談に行ったらいいかわからないことの相談を受けるとい形にはなっています。高次脳機能障がいについても、先生がおっしゃったように様々なので、すぐに就労できるような人もいますし、途中で少し状態が変わるということもあるので、企業の方にいろいろと知っていただく、福祉就労の形で私たちも進めていっております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。そのような意味では、トータルサポートチームというのは、</p>

	<p>この市役所の中で機能できるといえば機能はできるので、そのようなところでも受け止めていただけるようにPRしていただかないといけません。よろしくお願いいたします。事務局からどうぞ。</p>
事務局	<p>ご意見いただきましてありがとうございます。これまでご議論いただいておりますように、川西市の方でも計画策定に伴いまして新しい包括的総合相談支援体制ということで、お手元の資料で見ますと資料4の41ページに書いてあることだと思っております。先ほど会長からご指摘もありましたように、連携トータルサポートチームということで、先ほどもありました生活困窮者の自立支援の相談も含めまして、福祉部でありますとか、健康増進部、あと教育委員会などとも連携をしながら、この様々な制度の狭間のことに関しましても、この地域福祉課の方で各所管課と連携しながら実行していく予定で考えております。以上です。</p>
会長	<p>今までであれば、「障がいです」、「いやいや雇用です」、「そういったことは医療です」とたらい回しというのがあったのですが、それを完全になくしていこうという設計図なので、設計図通りに建物が建つかどうかこれがこれからの課題です。そのような狭間の問題について、当事者の方があっちに行ったりこっちに行ったりしないように、1か所でその方の問題も総合的に捉えて手を差し伸べていく、これは分野の連携でもあるし、公と民と地域との連携でありますので、川西市の総合力を駆使してそのような方の支援をしていくことが、他の問題に対してもそのような仕組みが出来ていくと思います。一朝一夕にはなかなかできないと思いますが、このような図が本当に機能していく形で、特に福祉政策課長さんは今度地域福祉課長になられるので、特に中心的な役割をされるかなと思います。期待をしております。</p>
委員	<p>宝塚市でもこの窓口は結構大変みたいです。庁内の各担当課で連携を取り合うとこっちに来た人がそこにいって相談してみたらということで窓口となって、生活支援なのか就労支援なのか、これを切り離していないというところがすごく特徴的だと思います。生活支援をしながら就労に結びつけていくということです。お忙しいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>この場をお借りしますが、4月から地域福祉課になり、現在福祉政策課は2階にあるのですが、組織改編に伴いまして、今生活支援室のある1階の方に地域福祉課を移動しますので、そちらの方で受付をしたいと考えております。もう1つ、生活困窮や子どもの貧困も含めまして地域福祉課で扱いますし、これまで長寿・介護保険課の方で担当しておりました「長寿」の部分につきましても、地域福祉課で事業を行うということにしております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。まだ4月1日になってないのですが、今度庁内がどのような</p>

	<p>組織体制になって、どこがどのような部署を担当されているのか、委員の皆さん方にもできたらお配りしていただいたらいいのかなと思います。組織を覚えて役職と名前を覚えて、その間にまた異動で変わられるので、なかなか大変なんです。</p>
事務局	<p>本日答申いただきました計画は今後製本させていただきますので、また製本でき次第委員の皆様にご完成品をお送りするのと合わせて、先ほど申し上げた組織の部分もお送りさせていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、他にご意見とかご感想とかがなければこれで終わりにしますが。</p>
副会長	<p>すいません、1つ事務局に質問させていただきたいんですけども、計画を作ったというところがもうスタートなわけです。これからその計画をちゃんと進捗していかないといけないので、進捗管理、進行管理もこれから大事なことになるかと思うのですが、進行管理について、計画書の96ページのところにほんの数行だけちょっと書いてあります。しかしすごく大事なことだと思っていて、計画の進行管理のところの2行目のところで、「地域のニーズに沿った地域福祉の推進については、住民による進行管理、自己評価を行っていきます。」という内容が入っているんですけども、ここはすごく大事なところだと思います。要は、作った事務局側が「A・B・C」とつけるような評価ではなくて、これからこの地域で本当に地域福祉が進んだのかどうかということ、地域の方たちも「我が事」として進めていかないといけないぞと、ちゃんと進捗管理を住民の方にもしていただくということが地域福祉にはものすごく大事なことになると思います。このさらっと1行書いてある住民の自己評価、自己管理というところについて、具体的にどうイメージしていらっしゃるのかということだけ、ちょっとお聞かせいただけますか。</p>
事務局	<p>ご指摘いただきました件につきましては、今の会議資料4の81ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに「協働による進行管理」という項目を設けさせていただいており、現状・課題その下に市の取り組みといたしまして、具体的には「のところに、「進行管理及び評価は、市からの視点だけでなく、市民からの視点、福祉サービス利用者からの視点、地域福祉を推進する担い手からの視点による評価に努めます」ということで、具体的にはその地域にありますネットワーク会議等でその進捗についておうかがいするというところも検討しております。以上です。</p>
副会長	<p>その辺りはどうですか。地域の側から評価をするということは。</p>
委員	<p>今日は川西市地域福祉計画ということで、このように答申されていますが、私ども社会福祉協議会としましては、これに沿って地域福祉推進計画を策定しておりまして、それとは別に川西市では14の福祉委員会があり、そこでも地区福祉計画というのを作</p>

	<p>っており、この3つが連動して川西市の地域福祉について、実際は私ども社会福祉協議会が市民の方々の窓口みたいな形で進めていきます。そうすると社協としても、そのような事業の点検をしていく必要があると思いますし、当然地域の方々の福祉委員会の中でも点検されるだろうし、それに伴って市の方も点検していく必要があると思います。点検、結果をどのようにしていくのかということが、実際に地域と社協と市と3つの組織が連携してやっていかないと中々できないのではないかと感じはします。だから、先ほど言われたように、市の担当課の自分らが「これはできたからA」、「いやできていないからC」というのではなく、3つの組織が連携して評価していかなければ今回のこの計画の進捗がわからなくなってしまうと思います。ただ単にこの計画だけを見てではなく、私どもが作っている推進計画あるいは各地域で作られている地区計画と連携しながらやっていくというのが一番大事だと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは事務局にマイクをお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどお伝えした分で、資料4を開けていただいたところが白紙になっているかと思いますが、ここと計画の後ろの白紙の部分につきましては、「はじめに」ということで市長の挨拶文を載せる予定としており、巻末には市民憲章を載せて製本する予定で考えております。明石会長ありがとうございました。そして委員の先生の皆様方、本当にありがとうございました。川島先生も長い間ありがとうございました。それではこの1年にわたりご審議いただきました計画につきましては、私どもの方で責任を持って作成をさせていただきます。今後、この5期川西市地域福祉計画に基づき、さらに川西市の地域福祉を進めてまいり所存でございます。先ほど言いましたが、完成しました原稿につきましては後日また委員の皆様にお送りさせていただく予定としております。最後に、本日車でお越しなられた方は事務局の方で駐車券をお渡ししますので、申し出ていただきたく願います。それではこれもちまして平成29年度第5回川西市社会福祉審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>